

令和8年4月16日

地域情報課長

仕様書等（設計書含む）への回答書

次の物品（業務）に係る質問について、回答を掲示します。

物品（業務）名	フロアスイッチ等一式リース
質問要旨	<p>①契約書（案）を頂戴できますでしょうか。</p> <p>②仕様書の内訳書には保守費用が掲載されておきませんが、保守契約は別途納品業者等と契約されるという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>③機器類の搬入、設置、調整、保守については、リース契約の範囲外の業務との認識でよろしいでしょうか。</p> <p>④上記の認識から別途提出を求められている「データ管理に関する覚書」に記載されている内容（第1条～第8条）は、リース契約においては想定されない業務となりますが、提出の必要があるのでしょうか。必要だとすればその理由をご教示ください。</p> <p>⑤長期継続契約とのことで、翌年度以降の予算減額や削除が生じた場合、受注者への損失補填含め協議可能でしょうか。</p> <p>⑥内訳書の項目にある保守以外はない、或いは納品業者と別途契約する認識で良いでしょうか。</p>

回 答 要 旨	<p>①別紙をご参照ください。</p> <p>②内訳書1-17に記載している保守以外については、保守を必要とする場合、別途、発注者が保守契約を締結するものとし、受注者は保守について一切責任を負わないものとしします。</p> <p>③フロアスイッチ等一式の内訳書に記載しているものはすべて賃貸借（リース）対象物件等となります。このため、材料費、労務費、諸経費、一般管理費も本契約の範囲内となります。ただし、材料費、労務費、諸経費、一般管理費に係る実際の作業は、納品業者が行います。</p> <p>④仕様書の4の（3）を削除します。</p> <p>⑤協議可能です。</p> <p>⑥内訳書1-17以外に内訳書に保守は含まれていません。これ以外の必要な保守については、別途、発注者が保守契約を締結するものとし、受注者は保守について一切責任を負わないものとしします。</p>
---------	---

賃貸借契約書(案)

- 1 賃貸借物件名 フロアスイッチ等一式リース
- 2 場 所 能代市役所
- 3 契約期間 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日
- 4 賃貸借期間 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日
- 5 賃貸借料 月額〇〇〇〇〇円
(うち消費税額及び地方消費税額の合計額〇〇〇〇円)

発注者 能代市長(以下「発注者」という。)と、受注者〇〇〇〇〇〇(以下「受注者」という。)とは、上記記載の賃貸借物件(以下「物件」という。)について、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約により賃貸借契約を締結する。ただし、この契約を締結した翌年度以降において歳入歳出予算が上記の賃貸借料について、減額又は削除があった場合は、本契約は変更または解除するものとする。

(賃貸借料の請求及び支払)

- 第1条 賃貸借の計算は、月の初日から末日までの1カ月単位とし、受注者は当該月分を翌月に発注者に請求するものとする。この場合において、当該月の使用が1月に満たない場合は、当該月の日数に応じた日割計算によるものとする。
- 2 受注者は、当月分の月額賃貸借料を翌月に請求するものとし、発注者は、受注者から適法な請求を受理した日から30日以内に受注者に対して支払わなければならない。

(遅延利息の支払)

- 第2条 発注者は、自己の責に帰すべき事由により賃貸借料の支払いを遅延した場合は、前条の期間満了の翌日から支払日までの日数に応じて、受注者に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき定められた遅延利息の率で計算した額を、支払うものとする。
- 2 前項の規定により計算した額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その額を切り捨てるものとする。

(契約保証金)

- 第3条 契約保証金は、能代市財務規則第127条第1項第7号により免除する。

(物件の維持管理)

- 第4条 発注者は、物件を本来の用法にしたがい、その業務に使用するとともに、保管についても善良な管理者の注意を払うものとする。
- 2 物件の保管、維持、保守等に要する費用は、すべて発注者において負担するものとする。

(物件の保守)

第5条 物件について保守を必要とする場合、別途、保守契約を締結するものとし、受注者は保守について一切責任を負わないものとする。

(保険)

第6条 受注者は、物件につき受注者所定の動産総合保険を付保するものとする。

2 物件に係る保険事故が発生したときは、発注者はただちにその旨を受注者に通知するとともに、保険金受取に必要な書類を遅滞なく受注者に提出するものとする。

3 発注者は、保険事故により保険会社から保険金が受注者に支払われた場合で、修復不能のときは、保険金の限度内において受注者に対する損害賠償金の支払い義務を免れるものとする。

(物件の所有権)

第7条 物件の所有権は、契約期間中を通じて受注者に属するものとする。

2 第三者が物件について受注者の所有権を侵害するおそれがあるときは、発注者は発注者の責任と費用負担でその侵害防止に努めるとともに、ただちに受注者に通知するものとする。

(設置場所の変更)

第8条 発注者が頭書に定める物件の設置場所を変更する場合は、発注者はあらかじめ受注者の承諾を得なければならない。この場合、物件の移動は受注者又は受注者の指定する者が実施するものとする。

(権利義務の譲渡)

第9条 発注者及び受注者は、互いに相手方の承諾を得ないで、この契約によって生じる権利又は義務を他人に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

(再委託の禁止)

第10条 受注者は、業務の全部又は大部分を一括して他に委任し、又は請け負わせてはならない。

(秘密の保持)

第11条 受注者は、契約の実施に当たって知り得た発注者の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(賃貸借料の改定)

第12条 契約期間において、法令の改正、公租公課の改定、その他経済事情の変化により賃貸借料を改定する必要があるが生じた場合、受注者は1ヵ月前までに書面にて発注者に通知し、発注者と受注者が協議の上、賃貸借料を改定することができるものとする。

(発注者の解除権及び違約金)

第13条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なしに契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 受注者について破産の申立があったとき。
- (3) 正当なる理由による受注者からの契約解除の願いが出されたとき。
- (4) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時賃貸借契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ イ～ホのほか、その他能代市の暴力団排除に関する合意書第2条に規定する暴力団と密接な関係を有する者と認められるとき。

ト 受注者が当該契約の履行にあたり、第三者と契約締結する際、その相手方がイからへまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

チ 受注者が、イからトまでのいずれかに該当する者を当該契約の履行に係る契約をしていた場合（トに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

リ その他市長が必要と認めるとき。

- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約が解除された場合においては賃貸借料の総額の10分の1に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(通報報告)

第14条 受注者は、暴力団、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力による不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、直ちに警察へ通報を行うとともに、発注者に報告しなければならない。

2 発注者は、受注者が正当な理由無くして前項に違反している事実を確認した場合、催告なしに契約を解除することができる。

(疑義の解決)

第15条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ円満に解決するものとする。

(紛争の処理)

第16条 前条の協議によっても解決できない場合は、発注者の所在地を管轄する裁判所で紛争を処理するものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

発注者 能代市長 印

受注者 ○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○
○○○○○ ○ ○ ○ ○ 印